

**東京都産グリーン水素を原料として利用した化粧品のパイロット製品製造事業
に関する事業者の募集に係る質問回答書**

No.	公募要領該当箇所	質問	回答
1	P8・9 3(3)ア、イ	●グリーン水素の供給キャパシティーを教えてください。 最低と最大のパターン。 ●最低の場合、ボンベでの納入は可能でしょうか？	東京都産グリーン水素は原則、3(3)アに記載の量を上限として、イに記載の形態（圧縮水素カードル）で供給いたします。ボンベでの搬入を希望する場合、協定締結後に、カードルからボンベへの移し替えを協議させていただく形となりますが、ボンベでの提供を確約することはできません。
2	P10 3(3)ク	・公募決定した時点でサンプルの水素はいつでも提供いただけますでしょうか？試作等の準備でスケジュールを検討する必要があります。	配送先等により異なるため、一概に回答できませんが、協定締結後、原則として1か月以内に提供できるよう準備を進めております。
3	P11 5(4)	4月22日のプレゼンテーションに参加できる人数は何名か。	予定している会場の上限が20名程度となりますので、10名程度までとさせていただきます。詳細は提案書提出後に個別連絡させていただきます。
4	P11 5(4)	4月22日のプレゼンテーションの時間は何分か。	応募事業者数によって異なるが、短い場合は20分程度となる見込みです。詳細は提案書提出後に個別連絡させていただきます。
5	P11 5(4) P12 6(2)	提案書以外に参考資料をつけることは可能か。可能な場合、4月22日のプレゼンテーションの際に、参考資料を表示できるのか。	参考資料の添付は可能となります。4月22日のプレゼンテーションは原則提案書を基に実施させていただきますが、参考資料を適宜表示いただくことは問題ございません。
6	P11 5(5), (6)	報告書とは決まった書式の物があるのでしょうか？	報告書の中身に関する書式の指定はございません。表紙や様式については、5(5)に記載の協定の中で定めること

			を想定しております。
7	P11 5 (5), (6)	報告書は代表提案者が作ればよろしいのでしょうか？それとも協力会社さんにも作ってもらう事があるのでしょうか？	報告書は、代表提案者様の名（もしくは、共同提案者（構成企業）と連名）で提出いただきますが、作業を一部外注いただくことは問題ございません。また、報告書に記載する内容は事業期間中の実施事項をまとめていただく形と考えておりますが、詳細は5 (5)に記載の協定の中で定めることを想定しております。
8	P12 6 (2) ク	化粧品の製造の許可を他県で取得している場合はどうなるか。	他県で発行された製造許可証の写しを提示ください。ただし、販売許可は必ず都内で発行されたものが必要になります。
9	その他	今後のビジネスとしての発展性や最小最大の規模感等は現時点でおありになりますか？ 実装にあたり生産体制を整える必要があるため、伺いたいです。 ●単発のプロジェクトでしょうか？ ●東京都の事業となった場合、いくらで水素は販売してくれるのか？OR 無償でしょうか？ ●販売の場合は、水素の提供先として、どこと売買契約となるのか。	本事業は、原料の水素のグリーン化とグリーン水素への転換の気付きや機運醸成を促進するためのパイロット事業であり、ビジネス化は想定していません。 また、本事業は、単年度事業となります。 東京都産グリーン水素の販売等については、検討中であり、販売の有無、価格等に関して、現時点でお伝えすることはできません。今後、販売形態などが明らかになった段階でホームページ等でお知らせしていきます。